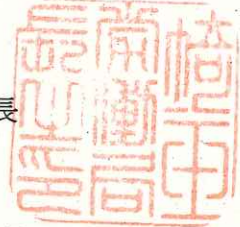


埼玉労働局 1018 第 11 号
令和 5 年 10 月 18 日

各団体の長 殿

埼玉労働局長



令和5年度「しわ寄せ」防止キャンペーン月間」の実施について（御依頼）

厚生労働行政の運営につきまして、平素より格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年法律第 71 号）による改正後の労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）に規定する罰則付きの時間外労働の上限規制や年 5 日の年次有給休暇の確実な取得を始めとする改正事項が平成 31 年 4 月から順次施行される中、大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更、人員派遣の要請及び附帯作業の要請などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。

このため、厚生労働省、中小企業庁及び公正取引委員会では、「しわ寄せ」防止に向けた施策を総合的かつ継続的に推進するために令和元年 6 月に策定した「大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止のための総合対策」（以下「総合対策」という。）に基づき、「しわ寄せ」防止に向けた取組を推進しているところです。

総合対策では、厚生労働省、中小企業庁及び公正取引委員会が連携し、「しわ寄せ」防止に向けた各種施策を講じることとしており、特に、11 月を「しわ寄せ」防止キャンペーン月間」と位置づけ、厚生労働省が実施する「過重労働解消キャンペーン」、公正取引委員会及び中小企業庁が実施する「下請取引適正化推進月間」の各種取組と連携を図りながら、「しわ寄せ」防止に向けた集中的な周知・啓発の取組を行うこととしています。

つきましては、貴職におかれましても、本取組の趣旨を御理解いただき、同封のポスターの掲示やリーフレットの配布等により、傘下企業等への周知に御協力いただきますようお願いいたします。

なお、リーフレット等は、「しわ寄せ」防止特設サイト（※）に掲載していますので、御活用ください。

（※）「しわ寄せ」防止特設サイト

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>

（担当）

埼玉労働局 雇用環境・均等部企画課（鈴木）

〒330-6016

さいたま市中央区新都心 11-2 ライト・アグリス・ター 16 階

TEL 048-600-6210 FAX 048-600-6230